

平成14年2月定例会（平成14年3月11日・一般質問）

河上 茂議員 自由民主党の河上茂でございます。きょうは国会の証人喚問のさなか、心配をいたしました、ほとんどの皆さんに御出席をいただきましてありがとうございます。

堂本知事が誕生いたしまして4回目の議会ではありますが、過去3回の答弁を聞いていて、正直なところ納得のいかない答弁も何回かありましたが、基本的には、年の割には行動力のある一生懸命な人だということがわかってきたところであります。議会と知事、あるいは執行部がいつまでもわだかまりを持っていたのでは、困るのは県民だということも、正直なところ、最近感じてきたのも事実であります。

堂本知事には、1月19日、松戸へお見えになっていただきました。私は所用のため1時間ちょっとで帰りましたが、その間、市民の中には大変失礼な質問の仕方がありました。対話どころか、ほとんどが文句であり、あれが全部ではありませんが、私たち都市部に住んでいる人の現状であります。しかし、堂本知事におかれましては、忍耐と寛容、そして笑顔で対応されておりましたことに大変頭の下がる思いでした。

そういう中で、市民と知事さんとの対話では、日本の道百選に選ばれた常磐平の桜通りが、ことしは15周年に当たります。4月6日、7日の桜まつりには、知事さんもぜひおいでくださいという市民からの率直な歓迎の願いもありました。松戸市をあんなところと思わないで、20万人以上も人が出る桜まつりにはぜひおいでくださるよう、松戸市民、そして松戸市選出の県会議員7名、心からお待ち申し上げております。松戸市のよい面もきつとごらんになれると思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、財政問題について伺います。

財政問題については、各会派の代表質問においてさまざまな切り口で取り上げられたところですが、私としては厳しい財政状況と言える中で、実は極めて重要な問題、これがあればここまで苦勞せずに済むという基金の問題を取り上げたいと思います。

基金については、先日、民主・未来の黒野議員の代表質問における再質問の中で、県債管理基金への積立金の話が出ましたが、実を言いますと、私もこれには大いに関心があります。将来に備えて積み立てているものを安易に取り崩したり、これを積まないでおくというようなことには十分慎重でなければならないと思います。いずれにしても、こうした重要な点を含む問題について、早速質問に入らせていただきます。

さて、県当局はここ数年の予算や財政状況に関する説明の中で、活用できる基金も底をつきと、毎度のようにさらに繰り返しておりますが、本当はここは大変大事な点だと思います。一般の家庭にしてみれば不意の出費に備えてある程度の蓄えをしておりますし、これをゼロにしてしまうなどということは、通常はあり得ません。まして今のような先が読めない時代にあつては、何か起こっても、とりあえずは当座がしのげる程度の蓄えをしているというのが、まともな感覚と言うべきものでしょう。しかしながら、県の対応を見てみますと、平成3年度に2,200億円を超えた基金も、4年度以降、徐々に取り崩し、7年度には1,000億円を下回りました。その後も財源対策として基金を取り崩し続け、ついに平成10年度には財政調整基金はゼロという事態を引き起こしました。県当局によれば、先ほど述べた県債管理基金や災害救助基金、緊急地域雇用創出特別基金など使途が決まっている基金はあるようですが、自由に使えるものはほとんどないようであります。

確かにバブル崩壊後、ここまで不況が長く続くとはだれもが予測できないという同情すべき面もありますが、一方で、人件費や社会保障費などの義務的経費が増加すると言っているわけですから、もう少し計画的にやってもらいたかったと思うのは私だけではないと思います。いずれにしろ、なくなってしまったものは仕方ありませんから、今後のことを考えるため、まず現在の基金の状況に関する情報をみんなで共有し、その上で将来的な基金のあり方を考えなければならないと思います。

そこで伺います。

第1点目として、平成14年度末の基金の残高の状況はどうか。

第2点目として、計画的な財政運営を行っていくためにも、基金のあり方についての方針が必要だと思うが、どうか。

次に、男女共同参画社会について伺います。

国が平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定以来3年近くが経過し、男女共同参画社会に対する理解も徐々に広がりを見せてきております。この間、既に全国で20都道県が条例を制定したと聞いております。本県においても平成12年度に男女共同参画課を設置し、平成14年度での条例制定に向けて精力的に取り組んでおり、改めて執行部に敬意を表する次第であります。

今まで条例制定した近隣各都道県の特徴としては、東京都では事業者に対し雇用の分野での男女参画状況の報告を求め、また埼玉県ではDV、セクハラに対する必要な支援のほか、苦情処理機関や女性センターを設置するなどの条項を盛り込んでおります。それぞれ地域特徴を生かした表現をするなど工夫を凝らしていると聞いております。本県では、昨年12月には千葉県男女共同参画推進懇話会条例専門部会の中間報告が取りまとめられ、県民各層の意見を聞きな

がら、今後最終報告が取りまとめられると聞いております。これは全国的に見て決して遅い条例制定への取り組みではないと思いますので、先進条例の分析や県民への理解の浸透にじっくり時間をかけて、堂本知事が提唱する「千葉主権」「千葉モデル」の花開く条例となることを期待するものであります。

と申しますのも、平成13年2月議会での我が党の大先輩であります花沢三郎議員の代表質問を皮切りに、県議会においてさまざまな議論が活発に交わされてきましたが、県民の関心と理解はまだ不十分と思われれます。今回登壇するに当たり、私なりにこの原因を考えてみました。法律の趣旨は「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」という理念であります。言い換えれば、女性が男性や社会の理解のもとに、社会におけるさまざまな分野に参画するための力、すなわちエンパワメントをつけ、自己実現を果たすことで少子・高齢化社会での良質な労働力の供給と地域社会の活性化を図ることが21世紀のあるべき姿というように理解しております。

ところが、一般的には本質論よりも、女性を悪い因習や子育てから解放し、雇用の場と賃金を確保し、大幅な管理職への登用や議会への進出を果たし、ドメスティックバイオレンスを根絶するというような結果論の方が余りにも先行し過ぎた面があったのではないのでしょうか。これが県民、特に男性の理解が進まない大きな原因と考えられます。特に高齢社会を迎えている農漁村部では、拒否反応の方が大きいのではないかと考えられます。県でつくった広報用チラシを見ても、共同参画がおこなわれている例として農村漁村に関する記述が目につきます。実態を見れば、農漁村では女性の方がはるかに明るく生き生きと地域コミュニティを形成していると思います。長年培った文化に対してはもう少し配慮が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。この条例を実効あるものとするためには、地域の特性に配慮しつつ、県全体での底上げを地道に進めていくことが必要だと思っております。もちろん、そのためには市町村の全面的な参加が不可欠と思っております。

そこで伺います。

男女共同参画に関する千葉県条例の策定に関する来年度の具体的スケジュールはどうなっているのか。

2点目は、市町村の積極的な取り組みを促進するため、県では種々の施策を講ずることとしているが、なお市町村の意識を高めるため、条例策定段階では全市町村の意見を聞いたかどうか。

3つ目、男女共同参画社会の実現は、21世紀の新たな地域社会の形成に向け

での施策と考えるが、知事の所見はどうか伺います。

次に、労働問題について伺います。

男女雇用機会均等法が成立したのは昭和60年（1985年）の第102回通常国会でした。それから12年が過ぎ、1997年6月第140回通常国会では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための労働省関係法律の整備に関する法律案が審議され、可決・成立をいたしました。この整備法には男女雇用機会均等法の一部改正、労働基準法の一部改正、育児・介護休業法の一部改正という重要な法律の見直しが含まれています。その改正内容は企業の人事管理や従業員の働き方、意識の持ち方などに大きな変化を求めています。男女雇用機会均等法の関係では、募集、採用及び配置、昇進の規定が差別禁止規定となり、また職場におけるセクシャルハラスメントに関して、事業主の配慮義務が新たに設けられたりしております。これらの改正は平成11年4月に施行されました。同じこの6月には男女共同参画社会基本法が制定され、この法律により、我が国は男女を問わず個人が、その能力と個性を十分発揮できる社会を目指すことを明文化されました。

私は男女均等の本当の実現と女性の一層の活躍のため質問をいたしますが、女性労働者と事業主との間の紛争に関し解決を求められた場合、行政権限により行われる助言、指導、勧告とはどの程度できるのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援について伺います。

近年、核家族化が進み、都市化による地域社会への変貌から育児が孤立化し育児不安が増大するなど、女性にとって育児そのものに対する負担感や、仕事と子育ての両立に対する負担感が大変大きくなってきており、女性が安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるような環境整備が求められています。従来から子育て支援の中心には保育所が位置づけられ、児童福祉法に基づく児童福祉施設として保育に欠ける就学前の児童を預かり、働く女性の仕事と子育ての両立支援に大きく貢献してきたところであり、しかしながら、小学校入学後においても共働きやひとり親家庭であることなどで保護者が昼間家庭にいない子供たちが安心して遊べ、友だちと過ごせる場の確保が重要となってきております。特に平成10年に放課後児童クラブが児童福祉法と社会福祉法に基づく事業と位置づけられ、自治体が公的な責任で事業を行うようになったことは大変意義あることであります。その法制化から4年目を迎える現在では、実施主体である市町村の理解が得られ、放課後児童対策に積極的な対応が見られていることは大きな前進であり、その成果として放課後児童クラブの設置数が年々増加していると聞いております。

このように、多くの子供たちにとって放課後児童クラブは、来ても来なくてもよいといった単なる遊び場とはなっておりません。放課後児童クラブは子供

たちの毎日の生活のよりどころとなっているわけであります。このようなことから、その環境づくりについても配慮すべきと考えます。

これまでも放課後児童クラブ対策は千葉県子どもプランにおいて、子育て支援策の一環として推進されてきたところでありますが、さらに昨年7月、国において仕事と子育ての両立支援策について閣議決定され、保育所待機児童ゼロ作戦の推進とともに、放課後児童の受け入れ態勢の整備が緊急に図られる予定であるとも聞いております。今後も女性の社会参加が進む中で、放課後児童クラブの役割は重要であります。少子化対策や仕事と子育ての両立支援のため、ひいては子育て支援の交流を通じての地域社会の形成のため、放課後児童クラブの設置促進や環境の整備・充実がより一層求められると考えます。

そこで伺いますが、1点目は、放課後児童クラブの実施状況はどうか。

2点目は、放課後児童クラブの設置に対して、県はどのような支援をしているのか。

次に、障害者福祉問題について伺います。

近年、障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会にというノーマライゼーションの理念のもとに、これまでの施設福祉中心から地域で支える福祉、在宅福祉へと大きく変わりつつあり、障害者が社会の一員として社会活動に参加し、地域社会で自立した生活を送ることができるよう受け皿づくりが必要となっています。こうした流れの中で、障害児の在宅支援に係るサービスのニーズも、一時預かり、いわゆるレスパイトサービス、ヘルパーの派遣、障害児童の保育や送迎などと、近年極めて多様化しており、これに対応して各種の制度ができていくところでありますが、在宅心身障害児・障害者の急を要する一時介護や養護学校などの放課後の援助など、既存の福祉制度では十分に補えない部分があります。私の地元の松戸市においては、市単独事業で心身障害児を介護している家族が疾病などにより家庭での介護が困難となり、一時的に有料で介護をお願いした場合に、その介護料の一部を助成する利用者補助制度を平成5年度に創設し、在宅支援に取り組んでいると聞いております。

昨年の12月県議会において我が党の石井利孝議員が代表質問において、「今後の県政運営に係る重点施策に在宅心身障害児・障害者一時介護等補助制度の創設とあるが、どのような内容を考えているのか」との質問に対して、堂本知事は「利用者の介護料に対する補助、放課後支援サービスを提供するNPO法人などへの運営費補助などを実施する市町村に対する支援を検討してまいりたい」との答弁がなされました。今議会には平成14年度当初予算が議案として提出されており、知事のこの答弁を踏まえた予算が組まれたものと考えております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

第1点は、障害児・障害者の一時預かりや放課後活動などの場の確保について、どのように考えているのか。

2点目は、平成14年度の事業化に向けてどのように取り組んでいくのか。

次に、スポーツの振興について伺います。

21世紀になって初めてのオリンピックが開催されました。昨年9月のアメリカ同時多発テロ後の混乱した国際情勢のせいも、いつもよりも増してオリンピックが平和の祭典であることを再認識いたしました。世界じゅうの人々が感動のドラマをテレビで観戦し、心から世界の平和を願ったことと思います。

また、ことしはワールドカップサッカー大会がアジアで初めて開催される年でもあります。実際に観戦したいという人が大勢いるようですが、世界じゅうから多くのサポーターが来日することもあるとあって、なかなかチケットが手に入りにくい状況だと報道されております。オリンピックにまさるとも劣らないこの大会が日本と韓国で開催されることは、我が国のスポーツの歴史から見ても素晴らしいことだと考えます。私も心待ちにしております。残念ながら本県での試合は行われませんが、アイルランドチームが千葉市に、審判団が木更津市にそれぞれキャンプ地として来ることになっており、心から歓迎したいと思えます。

一流のスポーツゲームを観戦することは、人々に大きな楽しみと感動を与えてくれます。とりわけ青少年には大きな夢を与えてくれるものと確信しております。本県でも平成17年に全国高等学校総合体育大会、平成22年には国民体育大会が開催されますが、この両大会も、我が国では最も高度で大規模なスポーツの祭典であります。会場地もほぼ決定し、会場地市町村とともに精力的に準備業務を進めていると伺っており、県民に素晴らしいゲームを直接見ていただける大きなチャンスだとも思えます。今後、スポーツ関係者のみならず多くの県民に協力をいただきながら、両大会の準備を進めていっていただきたいと考えております。

さて、ことしは高知県で開催されるよこさい高知国体の1都7県の代表を決める、いわゆるミニ国体が高知県で開催されることになっております。関東ブロックは全国で最も厳しい予選が繰り広げられるドラマチックな大会であり、本県の国体の成績を占う重要な大会であるとも伺っております。

そこで伺いますが、第1点目は、第57回国民体育大会関東ブロック大会の準備状況はどうか。

2つ目は、またこの大会を開催するに当たっての基本的な方針をどのように考えているのかを伺います。

以上で第1回目の私の質問を終わります。（拍手）

堂本知事 自民党の河上茂議員の御質問に答えさせていただきます。

私のお答えするところは、御想像のとおり男女共同参画のところでは。

3つの質問をいただいています。男女共同参画に関する条例の策定・決定にかかわる来年度の具体的なスケジュール、そして市町村の意識を高めるために、条例策定の段階で全市町村の意見を聞いたかどうか、そして男女共同参画は21世紀の新たな地域社会の形成に向けての施策と考えるが、知事の所見はどうかということでございます。

まず、スケジュールですけれども、今後、条例専門部会により条例の基本的な骨格となる最終報告がまとめられ、5月末には提言が行われる予定です。県としては、この提言をもとに条例案づくりを進め、7月ごろには素案を発表し、8月から9月にかけて、この素案を広くお知らせしながら御質問や御意見をいただき、10月末を目途に条例案をまとめ、12月の県議会にお諮りしたい、そのような予定であります。

さて、これは本論と言ってもいいと思いますが、市町村の意識を高めるためには。これは私は議員同様、一番危惧しているところです。地域社会が本当にそのことを理解しないで終わってしまったら、条例案は紙に終わってしまう可能性があります。それが実行されるためには、それまで地域の特性に十分配慮すべきとおっしゃいましたけれども、地域の、特に男性の理解が得られることが大事だと考えています。

特に農漁村とおっしゃったんですが、少し振り返って考えてみますと、私の子供の時代でさえ、今から50年、100年前は、農村でも漁村でも、父ちゃんと母ちゃんと一緒に働いていた。2人でというか、男女と一緒に仕事をしなければ、一緒に汗を流さなければ仕事ができなかったのは、むしろ農漁村だったのではないか。今の男女の関係と少し違うかもしれませんが、そういう意味では、もっと家庭、あるいはその地域に男女と一緒に参画していたという実態があったというふうに思います。

しかし、どういうことでそれが崩れていったかといいますと、日本の高度経済成長の中で、いわゆる雇用の変化、農村からむしろサラリーマンへという雇用の変化の中で、男は仕事、女は育児、家事という、いわゆる性役割分担と言うんですが、これが諸外国に比べて極端に進んでしまった。それは法律的にも進んだし、社会制度上も進んだし、一番それをそちらへどんどん推進していったのは、やはり年金の制度とか、そういう制度のもとでだと思っています。それが半世紀たつ間に、男性はエコノミックアニマル、働きバチと言われ、まだそこまではよかったと思いますが、次は過労死という言葉が、これが国際的に通用する言葉になってしまった。フランスへ行っても、ドイツへ行っても、アメリカへ行っても、過労死は過労死で通じるんです。翻訳はしない。これは日

本の過労死という意味で、過労死という言葉が国際語になってしまった。あげくは、男性の自殺率、しかも、働き盛りの男性の自殺率が世界トップをいくというような辛い現象にまで今来ています。これは社会のひずみとしか言いようがないと私は思っています。

一方では、女性はどうなのかということですが、むしろ地域で女性の方が元気だとおっしゃいました。そのとおりだと思います。しかし、今度本当に能力のある女性が子育てを終わって再就職しようとしても、これはなかなかできない。そしてパートタイムがほとんどです。社会保障などの面でも非常に不安定です。そういったような現状がある。家庭を見ると、父親不在と言われてもう久しいです。男女の共同参画というのは本当の意味でどういうものなのかというと、やはり私はこのひずみと申しますか、社会病理的なものをもっと健康にする、あるいは昔とは違う意味で、もっと自然な人間の関係を取り戻すというような形のことでないかというふうに、根底で私は思います。その中にまだ男女の不平等がいろいろな面で、先ほどの社会保障のような面でもあることは事実です。でも一番基本のところでは、人間のごく当然な関係を取り戻すと言ってもいいのではないかと。それは、ですから男女の平等な関係、あるいはもっとそれを超えて、男女がよりよい関係で家庭や職場や地域で、そしてどこでも協力し合うような形をつくっていくことが非常に大事なんだろうというふうに思うんです。こういう説明をすれば、地域の男性方ももう少し理解していただけるんではないかと思うんですけれども、条例の説明というのは非常に理屈っぽく書いてありますので、もっと易しく説明するように努力しようということを一生涯私は担当の人たちには言っているところです。

そういう意味で言いますと、条例が今申し上げたような地域とか、職場とか、学校、あるいは家庭、あらゆる分野でそういう平等が打ち出されて実践されていくことが、やはり成果を上げていけるだろう。市町村にいろいろな協力とか協働の基本的な立場で考えていただきたいということで、条例の理念や目指すことを市町村に主体的に取り組んでいただきたい、反映していただきたいと考えていますけれども、それをするためには、やはりある程度時間が必要かもしれません。

各市町村に聞いてはどうか。大変すばらしい提言だと思います。そうした聞かれることによって、逆に本当の意味での今何が必要なのかということを確認していただけるんではないかというふうに思いますが、県としては市町村説明会を開催してお知らせをする、それから御意見ももちろん求めてまいります。今後、条例部会の報告がまとめられたら県としての条例素案を発表しますが、その場合にも市町村にはその都度、内容を御説明して、意見を積極的にいただきたいと思っております。



活発にそういった議論が闘わされて、そして1つのうねりができていくこと、それが実をとることだというふうに思っております。家庭で、地域で、女性が元気になれば男性も元気になります。男性も元気になれば、そして一緒に子育てをしようという今の若いカップルのような雰囲気が出てくれば、じゃ、子供ももっと欲しい、そこににぎわいが出てきます。みんなが元気になります。そうすることによって地域社会が元気になる。これが一番易しい説明の仕方だと私は思っているのですけれども、そういったような形での、本当の、真の男女共同参画は、男性のところに女が割り込んでいこうとか、そういったようにもし男性が受けとっていたら、それは間違いです。そうではなくて、もっと男性と女性のいい関係性をつくっていこう、それが本当の意味の平等なんだということの主張だということは何とかもう千葉県じゅうの男性に私は理解していただきたいな、そう思っています。

最後の御質問の21世紀の新しい地域社会、今大分もう申し上げてしまいましたけれども、大変基本的な施策だろうというふうにおっしゃいました。そのとおりだと思っています。20世紀は経済的な価値観が最も重視されました。ですから、効率を求める余りに、今の性役割分担的な社会構造が出現してしまっただ。この方が効率がいいわけです。男の人を夜12時まで働かせている、その方が2人の人を雇うよりもはるかに効率がいい。そういったような形で、非常に効率を重視したということが、今の社会の1つの弊害を生んでしまったと思っています。でも21世紀は違います。もっと生活や環境の視点、あるいは議員もおっしゃいました個人の個性や能力が重視される時代になりました。こうした時代の社会づくり、底辺というのは、地域の住民1人1人が主体的に意思決定の場に参画していくという真の意味での地方の主権の確立、あるいは真の意味での地方自治の確立でございます。とりもなおさず、それは男女共同参画社会そのものでありまして、男女共同参画社会がそれぞれの地域でいい形で実現しない限り、真の地方自治も、地方の主権も、私は進まない、それを本当に進めるためには、男女の共同参画を力強く進めなければならないと考えています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定づける重要な課題として位置づけました。私も参加いたしましたけれども、これはどうしてそういうふうにしたかというのと、女性省というような女性だけを担当する省をつくったのではなくて、内閣総理大臣のもとにこの男女共同参画社会基本法を位置づけ、そこに男女共同参画社会会議というのを経済や防衛と同じ強さで配置したということで、これは日本のあらゆる政策に、今申し上げたような男女がともに参画し、生き生きとした元気な日本づくりをしていくのだという理念のもとに、そこに位置づけたわけがございまして。男女の対等なパートナーシップの確立は、これからの少子・高齢

化社会に対する活力、あるいは地域づくりのかぎだと確信してやみません。

少し詳しくお答えをしてみましたけれども、では、それぞれの担当部局長から残りのお答えをいたします。

中野総務部長 財政問題2問にお答えいたします。

最初に基金残高の状況についての御質問でございますが、平成14年度末における基金残高は約940億円となる見込みでございます。その内訳は、将来の公債費の償還財源としての県債管理基金が約569億円、介護保険財政安定化基金、緊急地域雇用創出特別基金などの特定目的基金が約333億円、土地開発基金などの定額運用基金が38億円となっております。しかしながら、これらの基金は、いずれも特定の目的のために活用されるものであり、財源対策として活用できる基金は底をついているのが現状でございます。

次に、基金のあり方についての方針が必要だと思うがどうかとの御質問でございますが、多額の財源不足を抱えたまま当初予算を編成せざるを得ないような厳しい財政状況にあっては、当面、財源調整のための基金を積み立てることは、現実的には困難であると思います。しかしながら、年度間の財源を調整し、長期的な視点から財政の健全な運営を図るための基金がほぼゼロであるということは、財政の健全性確保の観点から好ましいことではありません。これは議員の御指摘のとおりであろうと思います。そこで、中長期的には基金の増勢を図っていく必要があると考えております。したがって、今後、県税収入が増加に転じたような場合には、その一部を必ず基金に積み立てていくというようなルールをつくることなども検討してまいりたいと考えております。

松戸健康福祉部長 私からは子育て支援及び障害福祉問題についてお答え申し上げます。

まず、子育て支援のうち放課後児童クラブの実施状況はどうかとの御質問ですが、千葉市を除く県内の放課後児童クラブの実施状況は、平成13年5月1日現在51市町村、373クラブで実施されております。利用児童数は1万3,056人でございます。前年度に比べ、それぞれ5市町村、41クラブ、1,840人の増加となっている状況でございます。また、児童の受け入れ状況は9割が小学校3年生以下となっておりますが、高学年の児童や障害児の受け入れ数が年々増加するとともに、土曜日や夏休みなどへの対応も徐々に図られてきているという状況でございます。

次に、放課後児童クラブへの県としての支援の御質問でございますが、県では、放課後児童クラブの運営に要する経費に対して市町村に補助してきたところでございまして、平成13年度は288クラブに助成を行うこととしております。また、今年度は国庫補助事業を活用し、11クラブの施設整備等に要する経費についても補助することとしております。さらに、来年度は放課後児童クラ

ブへの障害児の受け入れを促進するため、障害児4名以上の受け入れに対する国庫補助事業に加えまして、1名の受け入れから支援する県単独補助事業を創設することとしております。今後とも市町村と連携・協力し、児童館や保育所等の身近な公的施設の活用も図りながら、放課後児童クラブの一層の充実に努めてまいります。

次に、障害福祉問題のうち障害児・障害者の一時預かりや放課後活動等の場の確保について、どのように考えているのかとの御質問でございますが、障害児や障害者の在宅サービスのニーズは多様化しておりまして、障害のある方が住みなれた地域で自分らしく豊かな暮らしを実現するためには、障害児・障害者の一時預かりや放課後活動等の場の確保が、御指摘のように重要なことであると考えております。このため、障害児デイサービス事業などの在宅支援についての既存のさまざまな事業との均衡を図り、障害者や介護者などのニーズに対応できる制度を創設し、障害児・障害者の地域における生活の場の確保を図りたいと考えております。

そこで、平成14年度の事業化に向けての取り組みの御質問でございますが、障害児や障害者の一時預かりや放課後活動等の場の確保を図るため、放課後支援サービスを提供する団体等の運営費及び利用者の介護に要する費用に補助することとし、所要額を平成14年度当初予算案に計上して今議会に提案をさせていただいたところでございます。今後、より利用しやすい制度にするため、昨年度実施をいたしました障害児・者在宅支援等の実態調査の結果と市町村や関係団体等の具体的なニーズを再確認した上で補助要綱を作成し、できるだけ早期に事業化を図ることといたします。

石田商工労働部長 私からは女性労働者と事業主との間の紛争に関し、解決のための助言、指導、勧告とはどの程度できるのかとの御質問にお答えをいたします。

労働関係の紛争につきましては労働局や地方労働委員会で処理することになっておりますが、労働問題の形態が非常に多様でありますので、御指摘のような職場における差別的取り扱いやセクシャルハラスメントなどについての助言、指導、勧告は厚生労働大臣、または地方労働局長の権限とされております。これらの勧告などは一定の解決策を強制するものではなく、紛争の解決のための援助として行われ、双方の意思を尊重しながら、迅速、簡便に行うことを目的といたしております。なお、明らかな法違反の場合には、事業主に対し是正勧告等を行うこととなります。県では、従来から実施しております労働相談の中で、このような紛争につきましても問題解決に向けての適切な助言を行っているところでございます。

清水教育長 私からはスポーツ振興についての2問にお答えいたします。

初めに、第57回国民体育大会関東ブロック大会の準備状況についての御質問でございますが、この大会は、本年、高知県で開催されます第57回国民体育大会の関東ブロックの予選会でありまして、1都7県から30競技に選手、監督、競技役員など約8,500名が集い、県内各地で8月下旬を中心に開催されるものでございます。先月の22日には関東を統轄するスポーツ団体や会場地市町村教育委員会、千葉県医師会など関係団体などで構成される財団法人千葉県体育協会会長を会長とします第57回国民体育大会関東ブロック大会実行委員会を設立するとともに、競技日程、会場地などを決定いたしました。今後は各競技団体や会場地市町村等でそれぞれの協議会運営を円滑に行うための組織を設置することとしております。

次に、この大会を開催するに当たっての基本的な方針についての御質問でございますが、この関東ブロック大会は全国で最も厳しい予選会でございます。県民が高いレベルの競技を身近に観戦ができますことから、本県のスポーツ振興にとっても極めて有意義な大会でございます。本県では平成17年の全国高等学校総合体育大会及び22年の国民体育大会の開催を視野に入れ、30競技のうち21競技を両大会の会場地市町村において行うこととしております。このため本県開催の基本的な方針としまして、1つとして、関東ブロックのスポーツ振興や参加各都県の親睦と交流を図る、2つとしまして、競技団体の会場地市町村との連携を強化する、3つとしまして、地域の人々に競技や選手に興味・関心を持っていただき、高校総体と国体の開催機運の醸成を図ることとしております。

河上 茂議員 男女共同参画社会、子育て支援、障害福祉問題などと、知事さん初め執行部の皆様方に丁重なる御答弁をいただき厚く感謝を申し上げます。

知事さんはどうお考えになったかわかりませんが、私は決して女性が男性の中に無理に入ってくるなどは考えておりません。むしろどんどん積極的に入ってきていただきたいというふうに考えております。今回私が登壇の機会をいただき取り上げた問題は、いずれも華々しい脚光を浴びませんが、息の長い地道な努力をする案件と考えております。特に男女共同参画社会の構築については、計画さえつくれば、新規事業を立ち上げればそれでよいというものではなく、継続的な行政努力の上に実を結ぶものだと思っております。戦後の教育の荒廃などにより、長年かかって培われてきたよき伝統や文化が失われつつあるのが現状ですが、単にアメリカナイズすることがよいこととは思われませんので、こういった点に十分配慮しながら、明るく健全な21世紀の地域社会の構築を目指して、知事初め執行部の皆様の一層の御努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。